



大阪+知的障害+地域+おもろい=創造

知の知の知の知

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所情報誌通算 3645号 2017.5.11 発行

新制度で脳性まひ年1割減 原因を詳細に調査 日本産婦人科医会

産経新聞 2017年5月11日

出産時の事故で赤ちゃんが脳性まひになった際に原因を詳細に調べる制度を発足させたところ、脳性まひの発生が平成21年から3年間で毎年1割程度ずつ減ったとする調査結果を日本産婦人科医会が10日、発表した。医会によると、補償の対象となった重い脳性まひの患者は、制度が始まった21年に419人だったのに対し22年は9%減の382人、23年はさらに7%減って355人になった。

「ひらたの市」子育てママらに好評 旭川荘で月1回、障害者手作り品販売

山陽新聞 2017年5月10日



飲食スペースで食事を楽しむ親子連れ
その場で焼いてくれるピザ。
アツアツが食べられる



障害者支援施設ひらた旭川荘（岡山市北区平田）で、地域とつながる狙いで月1回開かれている「ひらたの市」が好評で

す。利用者らが作った野菜や菓子などを販売していましたが、近くのパン店がイベント限定のオリジナル商品を開発したり、地元の豆腐店が出店するなど、徐々に広がりを見せています。高木が生い茂り“街なかのオアシス”的なスポットということもあり、子育てママやお年寄りにも人気です。

同荘は、社会福祉法人旭川荘（同祇園）が県立総合社会福祉センターの運営を引き継ぎ、「県立おかやま福祉の郷（さと）」の名称で2003年に開設。10年に現在の名称になりました。身体障害者の自立訓練に取り組む「のぞみ寮」、知的障害児が暮らす「わかくさ学園」といった7施設があります。敷地内は緑が豊かで遊歩道もありますが、ブロック塀や門で囲まれ、中の様子は見えにくい状況でした。イベントは施設の存在や福祉に理解を深めてもらおうと、若手職員が中心となり、2015年10月にスタートしました。

当初は同荘内の利用者らがつくった野菜や手芸品を販売する3、4店程度でしたが、市内の就労支援施設や近くのパン店などに参加を呼びかけたところ、現在はピザ、スープ、野菜、焼き菓子、弁当、豆腐など15店を超えるまでになりました。特にベーカリー「TERUO」（同中仙道）はイベント限定のオリジナルパン「デニッシュカナッペ」を考案し、毎回売り切れる人気ぶり。いすや机を並べた飲食スペースもあり、長女、次女の双子（2）を連れた倉敷市の主婦（36）は「春は新緑、秋は紅葉がすごくきれい。カレーやスープなどどれも安くてランチがてら寄っています」。

4月に初出店した就労継続支援施設「ふれんずラボ」（同市南区浜野）のサービス管理責任者・後藤ゆかりさんは「主に手芸品を扱っており、商品に対し、来場者から直接意見やニーズが聞け参考になった。次回もぜひ出店したい」。ひらたの市の担当で同荘地域活動支援センターの高河直樹さん（相談支援専門員）は「イベントを通じて障害や福祉について理解を深めてもらうとともに、製品を作る側も売る楽しさ、製作の励みへつながっている。これからも続けたい」と話しています。

5月は18日で、時間は午前11時半～午後1時。売り切れ次第終了です。焼き菓子、花の苗、たこ焼きなど19店が並びます。今回初めて障害に対する相談や出店者の取り組みを紹介する「福祉ブース」を設け、職員が対応します。問い合わせは同荘（086-245-7361）。

鳥取の「じゅう劇場」 今秋に仏公演 障害者文化イベントで / 鳥取

毎日新聞 2017年5月10日

鳥取市鹿野町鹿野を拠点に活動する「鳥の劇場」（中島諒人（まこと）代表）所属の劇団「じゅう劇場」が今秋、フランス・ナント市で開かれる障害者の文化・芸術を披露するイベントに出演することが決まった。9日に鳥取市内で開かれた「県障がい者芸術・文化活動推進委員会」で報告された。ナント市で開催される、日仏の「文化芸術国際交流事業」の一環。

社説 「ゆりかご」10年 投げかけた課題なお重く 信濃毎日新聞 2017年5月10日

人けのない扉に入って、ベッドに赤ちゃんを置く。病院内のブザーが鳴り、看護師らが駆けつけて子どもを保護する。「こうのとりのゆりかご」（赤ちゃんポスト）が熊本の慈恵病院に開設されて10年を迎えた。親が育てられない子どもを匿名で受け入れる国内初の試みとして始まった。昨年3月末までに125人が預けられている。身元が分かった父母らの住所は、北海道まで全国に及ぶ。

産んだまま放置されたり、虐待されたりして乳幼児が死亡する事件は後を絶たない。「ゆりかご」は最後の安全網としての役割を担い、小さな命を救ってきた。その事実を重く受けとめたい。

自宅や車中など、医療施設以外での出産が、預け入れ全体の少なくとも半数近くに上っている。誰の助けもなく産み、へその緒をはさみで切った母親もいた。

妊娠したことを相手の男性にも家族にも言えずに孤立し、追いつめられる女性が少なくない。経済的な事情から、病院を受診できない人もいる。

児童相談所や市町村の相談窓口はあっても、十分な受け皿になりきれていない。その状況は依然、大きくは変わっていない。

「ゆりかご」は、養育放棄を助長するといった批判を開設当初から受けた。親の都合を優先した安易な預け入れも実際にあったようだ。それでも、やむにやまれぬ手だてとして赤ちゃんを受け入れてきた意味は否定できない。

身元が不明の子どもは、成長しても実の親を知る手がかりがないといった課題も挙がっている。ただそれも、生きていてこそだ。保護されずに命を落としてしまえば、取り返しがつかない。

子どもの命を守ることは本来、国や自治体の重大な責務である。「ゆりかご」が投げかけた問いに正面から向き合い、匿名で子どもを預けることが、困り果てた親の最後の手段になっている現状を変えていかななくてはならない。

妊娠の段階から、悩みを話せるようにすることが何よりも大事だ。当事者に届く丁寧な働きかけが重要になる。

妊娠検査を無料で受けられるようにすることも、一つの機会になるだろう。自分で育て

るのが難しければ、養子縁組や里親による養育制度があることも伝え、本人の選択を支えたい。10代で望まない妊娠をしてしまう場合も目立つ。性の正確な知識を、普段から学校や家庭で子どもに教えることが欠かせない。

社説 赤ちゃんポスト10年 命を守る活動を広げたい 毎日新聞 2017年5月11日

貧困や暴力などが絡んだ不慮の妊娠によって、望まれずに生まれる子供がいる。

そうした子を守ろうと、熊本市の慈恵病院が「赤ちゃんポスト（こうのとりのゆりかご）」を始めて10年になる。親が育てられない子を匿名で受け入れる国内唯一の施設だ。

預けられた赤ちゃんは昨年3月までに125人に上る。同病院は児童相談所と協力し実親の調査や、特別養子縁組につないで赤ちゃんが手厚く養育されるよう取り組んできた。

赤ちゃんポストをめぐるのは開設当初「安易な子育て放棄を助長する」との批判があった。当時、安倍晋三首相も「匿名で子供を置いていけるものを作るのには大変抵抗を感じる」などと否定的な発言をした。

だが、最近では若者の貧困や家族の機能低下などを背景に「望まない妊娠」は増え、小中学生の出産も少なくない。同病院が受ける妊娠や出産に関する問い合わせも年間5000件を超える。ポストの必要性は感じられるようになってきた。

厚生労働省によると、無理心中以外の虐待で亡くなった18歳未満の子供は2003～14年度で計626人に上る。このうち半数近くが0歳児で、実の母親が加害者である場合がほとんどだ。

もともと日本は望まれずに生まれてきた子への対応が遅れてきた。妊娠中絶の件数が多いことも背景にある。ドイツをはじめ諸外国では赤ちゃんポストに類似した制度が古くから存在し、多くの命を救ってきたのとは対照的だ。

最近になって厚労省は産科のある医療機関、貧困や家庭内暴力の被害者を支援するNPOなどに児童福祉司を配置し、「望まない妊娠」をした女性の支援に乗り出している。

今年4月から施行された改正児童福祉法では、里親や特別養子縁組の支援を強化することになった。さらに、養子縁組をあっせんする民間団体への法規制を強化し、金銭目的の団体を排除するなどして質の向上に取り組んでいる。それでも網の目からこぼれるケースはあるだろう。赤ちゃんポストが受け止めてきたものの重さを認め、より幅広い支援体制を構築すべきだ。どんな事情があっても生まれてきた命は守られねばならない。

社説：6人死亡火災 高齢者の命を守る対策を 京都新聞 2017年05月10日

北九州市小倉北区の木造2階建てアパートが全焼し、住人とみられる男性6人の遺体が発見される惨事となった。住人は、いずれも1人暮らしで生活保護受給者や日雇い労働者が多く、事実上の低所得者向け簡易宿泊所として使われていた可能性もあるという。

2015年5月に起きた川崎市の簡易宿泊所火災では、生活保護受給者の単身高齢者ら11人が死亡した。その後、全国で簡易宿泊所の実態調査があり、防火対策の点検が行われたが、今回の火災は、こうした住居を行政が把握し、指導する難しさをあらためて浮き彫りにしたといえる。川崎市のケースと同じような災害が繰り返されてしまったことは痛恨の極みだ。再発防止に向け、防火対策や規制のあり方を再検証する必要がある。

火災は7日深夜に発生。約4時間後に鎮火し、約300平方メートルを全焼した。建物は築60年以上で部屋の多くは4畳半一間といい、16人が住んでいたが、6人が死亡、5人が病院に運ばれた。

住人は、高齢者が多く家賃は日払いや10日ごとの支払いだった。不動産会社が長期滞在を避けるため、入居の翌月から家賃を引き上げていたことから入れ替わりが激しく、簡易宿泊所と同様だったと指摘される。住民の交流や防火に対する意識は低かったという。

家賃が日払いのアパートは、高額な敷金を払えない生活保護受給者らにとって使いやす

いが、狭い居室が密集する古い木造建物は十分安全とはいえない。

しかも、火災のあったアパートは、市火災予防条例に基づく「防火対象物使用開始届」も提出されていなかったため、消防局による防火設備の点検や指導もできていなかった。

こうした規制が届かない共同住宅の安全性をいかに高めるか、きめ細かな方策が求められよう。川崎市のケースを受け、国は16年度から、簡易宿泊所に住む高齢の生活保護受給者を対象に、安価で質のよい民間アパートへの転居支援策を拡大しているが、簡単には進まない実態もうかがえる。

簡易宿泊所に限らず、近年、グループホームなど高齢者が暮らす施設の火災で、多くの犠牲者を出すケースが後を絶たない。消防法改正によるスプリンクラー設置義務の拡大など、国や自治体は対策を進めているが、高齢者や対象の施設はさらに増える。高齢者の命とついのすみかを守る取り組みを強化しなければならない。

社説：小倉の6人焼死 格差社会の一断面では 北海道新聞 2017年5月11日

格差社会の一面を映し出したとは言えないだろうか。

北九州市小倉北区でアパートが全焼し、6人が亡くなった。

築60年以上で、入居に際して連帯保証人などの必要がないアパートである。

4畳半や6畳の部屋に1人ずつ、計16人が入居していた。日雇いの土木作業員や生活保護の受給者、受給申請中の人ら、低所得者層が集まっていた。住まいの安心を二の次にせざるを得ないような、いびつな社会の表れと見ることもできよう。

こうした悲劇を繰り返してはならない。国や自治体は、セーフティーネットからこぼれ落ちる人が出ないように、各種の制度を丁寧に点検し、安心を高める対策の構築を急ぐべきだ。このアパートは、家賃が日払いか10日ごとの支払い方式だった。

最初のひと月は1日当たり500円だが、翌月には900円になる。このため1カ月以内に退去する人もおり、入居者の入れ替わりは激しかったとされる。

名目上は「アパート」ながら、実際は旅館業法上の簡易宿泊所に近かった。だが、簡易宿泊所としての届け出はなく、法に基づく必要な措置はなされていなかった。

かといって、消防法に基づく共同住宅としての届け出もなかった。さまざまな制度の谷間で中ぶらりんな状態にあり、行政の目が届かなかったのが実態だろう。

こうした谷間を埋める手だてが求められる。

気になるのは、アパートが路上生活者らが生活保護を申請し、受給資格を得るまでの「つなぎ施設」として使われていたことだ。市も路上生活者が一時滞在する共同住宅として認識していた。

生活保護は、申請から決定までに時間を要する。受給が決まるまでの一時的な住まいは必要だ。ならば、市はもう一步踏み込んで、このアパートが住環境として適切なのかを判断できなかったか。対応には疑問が残る。

位置づけが不確かなこうしたアパートの存在は、北九州市に限るまい。むしろ氷山の一角と考えるべきであり、他の自治体も改めて実地把握に努める必要がある。

今回と状況は違うが、川崎市で一昨年起きた簡易宿泊所の火災でも、10人が死亡した。

路上生活者の支援には市民団体なども関わる。格差社会で生じる「落とし穴」をふさぐ方策を、行政機関のみならず、社会全体で考えていきたい。

社説 先生の過重労働 しわ寄せは子どもに 中日新聞 2017年5月11日

先生が疲れ切っているのは、子どもたちへの目配りがおろそかになる。学校の“ブラック企業化”を食い止め、先生の心身のゆとりを取り戻さなくてはならない。教育者であり、労働者でもある。

公立小中学校の先生がいかに過酷な勤務を強いられているか。文部科学省の二〇一六年

度の調査は、その実態を浮き彫りにした。

一週間あたりの教諭の平均労働時間は、小学校で五十七時間二十五分、中学校では六十三時間十八分に達している。

「過労死ライン」とされる月八十時間超の残業を余儀なくされている教諭は、小学校で三割、中学校で六割に及ぶすさまじさだ。

国を挙げて働き方改革が進められる中、公立校の先生は蚊帳の外に置かれている。残業の上限を規制し、健全な労働環境を守る法的枠組みを整えるべきだ。

最大の問題は、一九七一年制定の「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」だろう。残業代の請求訴訟が相次いだことを契機に、先生の給与や勤務のあり方を定めたのだ。

先生の仕事は自発性や創造性が期待され、働いた時間の長短で評価できない特殊なものとされ、時間外手当は出ない。代わりに、八時間分の勤務に相当する本給の4%が毎月一律に支給される。

つまり、残業そのものを原則として想定していない。一日七時間四十五分の所定の勤務時間をやりくりし、仕事を片づける建前になっている。たとえ授業の準備や部活動の指導、家庭訪問が長引いても、ボランティア扱いなのだ。

残業代を支払う必要がないので、学校は際限なく仕事を増やすことができる。しかも、先生の勤務時間を把握する意味合いは薄れるから、長時間労働が常態化しやすい。労働の無法地帯に等しい。

連合総研の調査では、タイムカードなどで出退勤時刻を記録する小中学校は一割程度にすぎない。

この法制度の欠陥はかねて指摘されてきた。なのに、国は人件費を抑制したいからか抜本見直しに踏み込まず、仕事の量と質のハードルを上げるばかりだ。

グローバル人材育成を目指すとして授業時間を増やす。いじめや不登校、発達障害には丁寧な対応を求め、地域や家庭との連携を促す。精神疾患で休職する先生は、高校を含め年間五千人に上る。もはや先生の熱意や責任感に頼る精神主義では、教育現場の崩壊を招きかねない。そのしわ寄せを被るのは子どもたちなのだ。

【主張】小中の勤務調査 熱血教師を支える職場に 産経新聞 2017年5月11日

文部科学省が公立小中学校の教員の勤務実態調査をまとめた。「過労死ライン」にあたる週60時間以上の勤務をしている教諭が、小学校で3割、中学で6割にのぼるといふ。実態に応じ、改善を図らねばなるまい。

だが、これほど働いていながら同情や信頼の声がいまひとつ高まらないのはなぜか。教育の質を高める職場改善につなげてもらいたい。

平成28年度の調査で、前回18年度調査と比べた。平日の1日平均で一般の教諭は11時間超、副校長・教頭は12時間を超える。

1週間の勤務時間は、小学校教諭で平均57時間25分、中学教諭は63時間18分で、前回調査より4～5時間増えている。

ゆとり教育を見直し、授業時間が増えたことが要因の一つだ。また、中学では土日の部活動にあてる時間が大幅に増えている。副校長・教頭の忙しさを含め、以前から指摘されていたことが数字で裏付けられている。

公立教員の勤務時間は週約40時間と規定されている。仕事の性格上、残業手当がない代わりに、基本給の4%が支給されている。

調査では週60時間以上勤務する教諭が目立つが、常態化すれば月の残業80時間以上の過労死ラインを超える。働き方の見直しは教員こそ急務だろう。

今後、中央教育審議会でも改善策が検討される。その際、勤務時間の削減だけにとらわれず、職責を踏まえ、先生たちの意欲を削（そ）がないよう留意してほしい。

教員を増やすにしても、財政上の限りがある。

教員の世界は、寝食を忘れて子供と向き合う熱血教師がいる一方で、授業が終わればさっさと帰宅する人もおり、個人差は大きいといわれてきた。足を引っ張るダメ教師の処分や研修も不十分だ。

団塊世代の退職で若手が増える中、一人一人の資質向上を図る工夫が必要だ。意欲ある教員には教材費や待遇を含めて厚く報い、力をふるえる環境を充実させたい。多忙さばかりが強調される職場に優秀な人材は集まらない。

部活動では学外の人材活用も必要だろう。連携する教員のコミュニケーション能力も問われる。教員の孤立が多忙感を増しているとの指摘もある。一人で問題を抱え込まず、校長のリーダーシップのもと、連携して学校のチーム力を上げてほしい。

論説 部活動指導員制度 教員の長時間勤務解消へ 佐賀新聞 2017年05月11日

スポーツに詳しい地域の指導者を学校職員と位置付け、中学・高校の部活動の指導や大会への引率を任せる「部活動指導員制度」が4月から始まった。国の働き方改革の流れに沿った取り組みで、教員の長時間勤務解消が狙いだが、定着させるには指導員の質の確保が絶対条件となる。生徒の安全面などにも十分考慮し、よりよい制度に磨き上げたい。

「制度を実際に動かすのは、中学・高校の設置者である県や市町の教育委員会。いまはそれぞれが運営規則などを検討している段階」。県保健体育課の担当者は本年度中のスムーズな始動に向け、指導員の処遇や任用方法を詳しく決める必要性を強調する。

新しい制度では、地域の部活動指導員を学校教育法に基づき学校職員に位置付ける。指導員を部活動の顧問にすることもできる。

中学・高校の部活動に関しては、既に外部の人材を指導員にしている学校もあるが、これまで法令上の立場は明確でなかった。中体連や高体連、高野連など大会主催者は「引率者は原則教員に限る」と規定。そのため、外部指導員だけでは土日の試合に引率できず、顧問の教員らが付き添い、長時間勤務の一因になっていた。

では、制度を軌道に乗せるためには何が重要なのか。基盤となるのは、運動の技量や指導力はもちろん、生徒の安全面などに十分配慮できる指導員の確保である。

部活動に関連した重大事故は何度も起きている。2009年には大分県内で教諭が運転するバスが横転し、高校球児1人が死亡。ことし3月、栃木県の高校山岳部の合同講習会で雪崩に巻き込まれた生徒ら8人が亡くなった事故も記憶に新しい。指導員には教員と同じように生徒を預かる責任が生まれる。不慮の事態を予測して動くことも当然求められる。

新年度当初予算で費用を確保し、指導員の任用方法を既に決めたのは埼玉県や札幌市、横浜市などわずか。数百人規模で地域からの積極採用を打ち出しているところもあれば、安全面などの配慮から教職経験者に限定して小規模で始めるところも。報酬の額も含めて対応はまちまちである。

佐賀県の場合、指導員を中学・高校の非常勤講師扱いにすることも視野に任用方法などを検討している。指導員は学校の運営方針を熟知した人が望ましく、教員とともに部活動の教育的な意義を学び、体罰禁止などの理解を促す研修などを受けてもらう考えだ。

部活動の指導者の半数は、競技未経験の教員という現実があり、国は専門性の高い指導員の任用で生徒の競技力向上につながるとみる。一方、指導員は特定の競技に熱心な人が引き受けることになり、根性論による過度な練習や、勝利至上主義に陥らないよう注意することも求められる。

文部科学省は4月末、公立校教員の勤務実態調査の結果を公表したが、中学校の教員で「過労死ライン」とされる月80時間超の時間外労働をしている人は57%に達した。教員の長時間勤務解消は待ったなしの課題である。中学・高校の部活動は日本独自の仕組みで、生徒の健やかな成長に大きな役割を果たしてきたが、教員や生徒に過度な負担となっている部分は改善していくことが必要だろう。(杉原孝幸)

社説 性的少数者 人権守る法整備急ごう

中日新聞 2017年5月11日

同性愛や性同一性障害などの性的少数者（LGBT）が社会のさまざまな場面で差別に遭っている。性のあり方を理由にした人権侵害を禁じる仕組みが必要だ。当事者の声を聴き、法制化を急ぎたい。

「LGBT」という言葉がニュースなどで知られるようになった。

同性カップルに公的証明を発行する条例が二年前、東京都渋谷区でつくられたことなどがきっかけで、同様の条例は世田谷区や三重県伊賀市、那覇市などでもつくられた。

恋愛対象となる性は何か（性的指向）、自分の心の性（性自認）は人によって違う。

性のあり方は多様だという視点を取り入れ、施策に取り組む自治体は徐々に増えている。文京区は当事者が行政窓口や学校で差別的言動を受けないようにするため区職員や教員用の対応指針を作った。同性パートナーを持つ社員に結婚休暇や介護休暇の取得を認める企業もあらわれ始めた。

しかし、問題は命や尊厳にかかわる。自治体や企業の努力だけでは改善しきれない。やはり差別を禁じる理念を持った法が必要だ。

国連は二〇一一年に性的指向による差別問題に取り組む決議を採択し、五輪憲章にも一四年に「性的指向による差別禁止」が明記された。先進国では法整備が進んだが、日本ではまだだ。

二〇年の東京五輪開催を見据え、性的少数者の権利を考える超党派の国会議員連盟が一昨年結成された。当事者への理解促進にとどめるとの意見もあり、与野党で意見が対立、議論が止まっている。差別解消に実効性ある法案を早急にまとめてほしい。

民間団体が実施した調査では性的少数者の約七割が学校でいじめを受けており、三割が自殺を考えたことがあった。都内大学で同性愛者の学生が同級生に同性愛者であるとソーシャルメディアで暴露された後に自殺したのはあまりに痛ましい。

当事者の多くは小中学生の頃に自分の性について気づいているが、性的少数者のことは学校でも教えられない。「思春期には異性を意識するようになる」という教え方では不十分で、むしろ誤りだ。偏った教え方は当事者を疎外する。

当事者の電話相談を受ける「共生社会をつくるセクシュアル・マイノリティ支援全国ネットワーク」の原ミナ汰さんは「相談の八割は個人の問題でなく、人間関係によるものだ」と分析する。問題から目をそらしてはいけない。

社説：自殺対策 「生きる支援」を地域ぐるみで

読売新聞 2017年05月11日

日本は、自殺による死亡率が先進国の中で突出して高い。対策を加速させねばならない。

厚生労働省の有識者検討会が、5年ごとの自殺総合対策大綱見直しに向けた報告書を公表した。政府は、今夏に新大綱を決定する。

国内の年間自殺者数は、バブル経済崩壊後の1998年から14年連続で3万人を超えた。近年は、景気回復の影響などで減少傾向だとはいえ、2016年も2万1897人に上っている。深刻な状況であることに変わりはない。

報告書は、自殺死亡率を今後10年間で3割以上減らす目標を掲げた。人口10万人当たりの自殺による死亡者数を、15年の18・5人から13人以下にする。米国13・4人、英国7・5人など、先進諸国は日本を大幅に下回る。着実に実現させたい。

重点課題として報告書は、若者対策の強化を打ち出した。中高年層の自殺は顕著に減っているが、若年層の減少幅は小さい。15～34歳で死因のトップとなっているのは、先進諸国で日本だけだ。

自殺が多く発生する学校の長期休業明けに見守り活動を行う。インターネットを活用した相談や情報発信に力を入れる。こうした取り組みが有効だろう。スクールカウンセラー

など専門職の配置拡充と資質向上など、学校の体制整備も求められる。

過重労働など勤務問題による自殺対策も重要視している。長時間残業やパワーハラスメントが原因で自殺に追い込まれる若者が目立つ。自殺対策の観点からも、官民で「働き方改革」を急ぎたい。職場のメンタルヘルス対策は、中小企業で遅れが目立つ。啓発と支援強化が必要である。

昨年4月に施行された改正自殺対策基本法は、自殺対策を「生きることの包括的な支援」と定義し、自治体に防止計画策定を義務づけた。自殺者の年代や原因など地域の傾向に合わせた、よりきめ細かな取り組みを促すためだ。

自殺の原因は、経済的困窮や病気、職場や家庭の悩みなどが複合的に絡み合う場合が多い。地域の福祉、医療、教育、雇用などの関係機関が連携し、自殺リスクの高い人を早期に発見して支援につなげることが重要である。

悩みを抱える人の孤立を防ぐための居場所作りも欠かせない。交流する相手がいることは、心の支えになる。周囲も問題に気づきやすい。生活困窮者や高齢者の支援制度など、既存施策とも連動し、命を守る地域社会を築きたい。

社説 マイナンバーを医療に生かせ

日本経済新聞 2017年5月11日

日本に住む人すべてに12桁の番号をふり、社会保障・税などに関する国と自治体のサービス向上に生かすマイナンバー制度が始まって1年半になろうとしている。だが制度について理解はさほど進んでいない。

問題は番号を医療情報に結びつける肝心の制度設計が行きづまっていることだ。マイナンバーはもともと医療の無駄を省き、患者の利便性を高め、大災害などの非常時に病院や診療所が困らないようにする社会基盤として設計した。

東日本大震災では津波で診療録や処方箋が流され適切な医療を受けられなかった高齢患者が多かった。番号から電子カルテなどをたぐり寄せられるようにすれば、同様の災害があった際に医師や看護師は遅滞なく対処できるはずだ。

また診療報酬明細(レセプト)の情報とつなげば病院や診療所ごとの医療費の動向をつかみやすくなる。匿名のビッグデータを生かして医療提供が標準化・効率化できる。政府はこの利点への理解を促す努力を改めて強化し、制度設計を加速させる必要がある。

医療情報は取り扱いに特に慎重を要するプライバシー情報だ。マイナンバーとつなぐにあたっては堅固なセキュリティー対策を施すのは、言うまでもない。

公の身分証明になるICチップ入りカードの普及も課題だ。初年度に3千万枚を配る政府の目算に対し、1300万枚にとどまっているのは、発行元である「情報システム機構」の大規模システム障害が尾を引いているためだ。

機構は旧自治省の出身者などが役員に名を連ねる。信頼される組織になるには役所仕事を排すべく自らを厳しく律すべきだ。

政府はカードに国家公務員の職員証の役割を持たせたが、警察庁など一部の役所が使用を拒むなど行政内の足並みが乱れているのも問題だ。国・自治体の公務員は当然として、国民健康保険や民間企業の健康保険証として使うなど「不可欠なカード」にするのが普及拡大への特効薬であろう。

月刊情報誌「太陽の子」、隔月本人新聞「青空新聞」、社内誌「つなぐちゃんベクトル」、ネット情報「たまにブログ」も

